

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（476）

2. 日時：令和5年3月24日 13時30分～14時45分  
14時55分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、  
大塚安全審査官、上田審査チーム員、長江技術参与

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長、  
北嶋検査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）、他8名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他13名※

三菱重工業株式会社：

安全高度化対策推進部 主席技師、他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則への適合状況について 第八条 第四十一条
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 津波による損傷の防止（DB08 r. 4. 3）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）1. 2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 5. 0）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等

- 対処設備) 補足説明資料 41条 (SA41H r. 4. 1)
- (5) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 津波による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 3)
  - (6) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1. 2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r. 5. 0)
  - (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 41条 (SA41H-9 r. 4. 1)
  - (8) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第8条 火災による損傷の防止)
  - (9) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第41条 火災による損傷の防止)
  - (10) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第8条 火災による損傷の防止
  - (11) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第41条 火災による損傷の防止
  - (12) ヒアリングにおけるコメント回答資料 (No. 31、No. 54、No. 4、No. 5)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	旧長大塚です。
0:00:06	それでは、北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の8条と41条に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:16	それではまず事業者側から説明をお願いします。
0:00:20	北海道電力竹田でございます。
0:00:23	本日お持ちいたして説明する資料といたしましては、1から12ということで、約10分弱程度いただきまして、パワーポイントを
0:00:34	かいつまんで、二、三分ぐらい、あとコメントリストが、資料八、九にございますのでそちらを中心にご説明したいと思います。資料構成としては、1がパワーポイントで、今回説明する内容の概要、
0:00:48	2から4がまとめ資料A4版になっているものでございます。5から7の三つの資料が、比較表で、八、九がコメントリストということになってございます。
0:01:01	で、1011が自主的記載の適正化で、
0:01:05	12がコメントリストの補足し説明という資料になって、
0:01:10	いう構成でございます。
0:01:13	まずそのパワーポイント資料1のパワーポイントからご説明して参りたいと思います。パワーポイントにつきましては1月24日の会合で概要はご説明しまして後ろにつけている内容で、
0:01:26	本日、1回目ということで、機器選定と区域区画、あと発生防止、消火ということの説明するというふうに書いてございます。
0:01:37	スライド2になりますけれども、こういった内容なんですけれども、基本的には黄色の上野大屋矢じりでございますけれども、
0:01:49	最新の日英と、基本的に火災防護の審査基準に要求される対応策を講ずる設計とするとともに最新の
0:01:59	審査実績であるBWR、
0:02:02	と同等であることを確認しながら、資料を作成してきているという状況でございます。基本的には2017年の3月までに審査を進めてきた、参ったものから、記載や表現の適正化を図ってきたんですけれども、
0:02:16	大きな方針や対応内容に変更はないということで記載してございます。
0:02:22	以降4すらからずっと続くわけですけれども、基本的には期中機器の抽出というところで、これまでいただいたコメントで、
0:02:33	直した箇所としては高温停止低温停止を達成し維持するというような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	修正ですとか、そういったことで、機器を、中、重要度分類から必要な機能を抽出して、システムを抽出し、機器を抽出していくという流れでございませう。
0:02:50	放射性物質の貯蔵閉じ込めの方についても同様に、機能を抽出して機器、
0:03:00	を中止するという流れになってございませう。で、
0:03:04	7面でございませう。7面は区域区画の設定ですけれども、
0:03:10	基本的に火災影響軽減、
0:03:14	対策が必要な高温停止、低温停止を維持し、達成するための
0:03:19	機器等、ちょうど閉じ込めの機能を有する区域、構築物を設置する火災区域を、3時間以上の耐火を有する耐火兵器により、
0:03:29	他の区画と分離するように設計していくという流れにしてございませう。
0:03:34	区画については建屋内で設定した区域を系統分離機器の配置状況に応じて分割し設定するとしてございませう。
0:03:43	発生防止については、概要でご説明した通り一つずつ変えているわけでございませうけれども、基本的には、指針、審査基準で要求される内容に対して、
0:03:55	これら対策をそれぞれ講じていくということに記載してございませう。
0:04:00	そちらが5分の1から5分の5までで続いているものでございませう。記載内容として大きく変更したものはございませう。泊で何か特徴的なことをしているということもございませう。
0:04:14	発生防止の中にすらの5分の5ですけれどもこちらちょっと写真が、平石が前回不鮮明だったので取り直した以外は変更してございませう。
0:04:26	13面については、消火ということで、泊発電所は基本的に(1)ですけれども、
0:04:33	区域区画は、基本的に火災発生時の煙の充満放射線の影響により消火活動が困難となる区域区画として設定し、
0:04:44	基本的には自動消火装置を設置してございませう。自動消火装置としては(3)に書いてますように、ほとんどがハロゲン化物消火装置、一部に二酸化炭素とイナートガスというものを使っている状況でございませう。
0:04:59	13面は水消火設備のポンプと系統構成について記したものでございませう。多重性を有しているという説明になってございませう。
0:05:10	コメント回答の方に移らせていただきたいと思います。
0:05:15	コメント回答は、8と9が天候になっていたみたいですがけれども、大変申し訳ございませう。8条の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載してございませう。発言者による確認はしてございませう。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:25	火災損傷の2、火災による損傷防止に対するコメント回答リストのほうで説明して参りたいと思います。
0:05:35	16分の1からですけれども、基本的に火災感知器に関するものは、次回説明ということで、大きい方向性としては次回ご説明しますけれども、感知器を設置しないエリアとしては、
0:05:49	ピット室だけで、あとダクトフィルター室についても、基本的には火災感知器をその同一区画に設置していくという方針で今、方針を
0:06:00	変更しまして、資料を次回ご説明したいと考えてございます。
0:06:15	そうなんですね。
0:06:24	はい。
0:06:27	ちょっとまだ河西が明かさじゃないか記載が、記載がちょっと直ってませんので。はい。次回、次回ご説明しますのでごめんなさい。ごめんなさいごめんなさい次回ご説明。
0:06:38	次回ご説明します大変申し訳ございません。はい。はい。はい。すいません。本日回答のところは黄色いところですけども、
0:06:48	文章の修正というようなものは、飛ばしていきますとかいつまんで説明しますとずっといきまして、
0:06:56	平井品になってございます。16分の9ページで、31番ということになるんですけども、
0:07:04	こちらについては、まとめて1枚紙を作ってきてございます資料ナンバーで言うと、12番でございます。
0:07:13	よろしいですか。
0:07:14	A4の縦のものでございます。
0:07:17	こちらでヒアリングにおけるコメント回答資料ということで、ナンバー31と54ということで、二つございまして一つが建屋ごとに、JISの適用年版を変えていることがございらないですかという話と、
0:07:30	54が20メートルを超えないっていう記載があるんですけども、そもそもその記載っていいですかという話と、危険物を貯蔵施設に、
0:07:41	設置してる平石の扱いについて先行の記載を踏まえてということで、先行電力さんに確認して参ってございます。答え、回答が下に書いてございますけれども、
0:07:53	泊発電所(1)ですけど、泊発電所については、建築基準法に基づいて高さ20メートルを超えるところについては、こちらに書いてあるものとその下四角で、消防法に基づくものということで、
0:08:07	危険物の指定数量の10倍増を貯蔵している屋外タンク、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:12	についてこちらに書いてる、タンク類に避雷針を設置していると。次のページいきまして、6条の方で、重大事故対象施設に対して、
0:08:25	フロー上その避雷針カミナリ防護するということになってございますので、その対象として代替非常用発電機等、緊急時対策所というものの。
0:08:36	がございます緊急時対策所については、
0:08:39	隣接する機器計器、定検機材倉庫というところに、避雷針を設置してそれの大平伊井の保護課、保護範囲の中に、
0:08:50	入るように設計してございまして、そちらによって緊急時対策所を、の雷対策を実施するということとございます。
0:08:58	あと避雷針ではないんですけども、特別高圧の開閉所については、
0:09:04	学内線八尋駅を設置してございます。こちらについては、9 電気設備に関する技術基準を定める省令で今で言うと原子力発電、
0:09:14	原子力発電工作物に係る電気設備に係る技術基準を定める命令というものでございまして、こちらによって開閉所に、学内線と、
0:09:26	あと避雷器を設置しているというところとございます。
0:09:30	あと、20 (2) ですけれども、高さ 20 メートルを超えるの記載が必要かどうかということについて、
0:09:38	なんですけれども、こちらは女川さんですとか、大井さんを見ますと大飯でも重油タンクとか、危険物施設に避雷針を設置してたり、開閉所を記載しているという例があるんですけども、
0:09:50	テンパチの申請書の記載としては、
0:09:54	建築基準法に基づき高さ 20 メートルを超える建築物という記載にとどまっていることから、こちらの、以下のように、建築基準法というワーディングと、高さ 20 メートルを超える、
0:10:07	建築物にはということで、危険物ですとか、電気設備の技術基準等、
0:10:12	については、先行同意を省いた形で記載させていただいているということになってございます。
0:10:19	(3) としましては、避雷針の J I S の適用年版ということで、女川さんと同様に、赤と青で、摘要年版書いてございます開閉所については、
0:10:29	電着、電気設備の技術基準ということなので、ちょっと色を変えて記載させていただきました。
0:10:36	でこれを補足説明資料や、記載のある八条 41 条にすべて展開しているものでございます。
0:10:43	先ほどの資料の
0:10:47	9 番、八条の比較表に戻りまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:55	ちょっと行きますして、
0:10:58	へえ。
0:11:00	40、44 番、
0:11:05	6 は地球上で重要度分類すいませんし、ちょっとコメント自体も審査入ってなかったんですけど、重要度分類審査指針に基づく、689 条の記載の統一ということで、
0:11:16	689 条で対象とする機能。
0:11:21	分類、重要度分類審査指針から引っ張ってきまして、記載の統一化をすべて図ってございます。
0:11:28	こちらに書いてますように、安全機能の重要度分類に関する審査指針を母数として、すべてその抽出前の母数として挙げた上で、689 条それぞれ必要な機能を抽出していくという形で、
0:11:41	記載の統一化を図らせていただいております。
0:11:46	モットーは 46 番ですけど先ほどいう保守、申しましたが安全停止というワーディングを、高温停止及び低温停止を達成し維持するという基準で書いている、表現の適正化をしてございます。
0:12:02	兵
0:12:04	八条に関しては、以上でございます。
0:12:08	で、41 条については、1-8 の資料になります。
0:12:14	本日回答というものでは、
0:12:18	5 番で、8 条と 41 条の、全体的に比較表等の文章表現を合わせるということ、
0:12:26	基本的にはまず女川さんに合わせて、41 条は作ってきています。あと、コメント回答の、私どもの差異理由の記載については、
0:12:38	基本的に 8 条と 41 条で整合を図ってきた形で今回提出させていただいております。
0:12:46	あとは、これ北海道電力特徴的になると思うんですけど No.11 でございます。
0:12:55	配管、何だ、消火配管を一部地下埋設しているんですけど、そちらに対して、特機で基準とか、
0:13:06	が、出典がどこかという話と、あとどういう基準なんだってところを明記する形で、凍結深度ん時、グラウンドレベル-70 センチは、
0:13:19	こちらに書いてます北海道開発局の道路設計要領の値を使っているという旨を、関係する箇所全部記載してございます資料構成上もやはり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:29	凍結深度っていうワーディングが出てくるのはまとめ資料上でいうと日本原燃さんと北海道電力。
0:13:36	の資料で出てくるのでこの辺が北海道特徴的なところかなと思いますんで、ちょっと現状パワーポイントに入っていないんですけども、こちらの方は入れて参りたいと考えてございます。
0:13:47	説明については以上でございます。
0:13:56	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
0:14:00	それでは確認に入りたいと思います。
0:14:05	と、まず私の方から確認させていただくと、
0:14:10	特にコメント回答については、
0:14:12	コメント私の方からないんですけど、
0:14:15	比較表の方で、資料1-5ですけど、
0:14:21	取りまとめた資料の1ページからお願いします。
0:14:33	泊の欄、ナンバー2の方で、泊の欄で、
0:14:38	また最後に耐震Cクラス設計ってなってるんですけど、女川の方にクラスがなくて、
0:14:45	多分引用してる部分が違うのかなと思うんですけど。
0:14:52	そういう認識でよろしかったでしょうか。
0:14:55	多分本文、
0:14:56	からとってるのかテンパチかとしてよかったか。
0:14:59	とそういう違い。
0:15:01	で、記載があるの備えの、
0:15:05	となってると思うんですけど。
0:16:08	北海道電力の平田です。すいません。使用確認で時間、問い合わせとってしまいました。今、資料確認しましたところ、取りまとめた資料。
0:16:18	に記載してある泊の記載につきましては、8条別添1資料1の27ページに記載している泊の記載を
0:16:30	取りまとめた資料の方に転記してしまっていました。基本的には基本方針のほうを記載すべきかと思っておりますので、改めて記載の方確認して取りまとめた資料の方、
0:16:43	必要があれば多分、資料1の方から記載引っ張ってきているものと思いますので、修正したいと思っています。
0:16:53	規制庁大塚で承知しました。
0:16:55	ちなみに女川の耐震クラスは、
0:16:59	わかりますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:02	もしその泊と耐震クラスが違えばその理由をご説明ください。
0:17:36	北海道竹田でございます。八条の別1の資料1の27ページをご覧くださいませでしょうか。
0:17:46	蓄電池室については泊は、機械換気を行う、ファンについては耐震クラスCでSS機能維持ということで設計してございまして、
0:17:57	女川については、耐震クラス、Sクラスとして設計しているということでございます。
0:18:21	規制庁大塚です。
0:18:25	そういう理由に書いてある理由が、
0:18:29	あれですかそういう理由で一応、
0:18:31	クラスの違いを説明しているっていう形ですよ。
0:18:36	北海道竹田でございます。さようでございます。
0:18:55	規制庁、大塚です。承知しました。
0:19:00	はい。取りまとめた資料には、泊の方もクラスを消すということですよ。
0:19:07	取りまとめた資料の方で見ると、
0:19:10	今泊だけ。
0:19:12	別添から引っ張ってるので、耐震Cクラスってなってるんですけど、それは今後消えるってということですか。さようでございます本文の方から、どうぞ。その皆川さんに、の記載。
0:19:23	にあったところを持って参ります。修正させていただきます。わかりました。
0:19:32	はい。
0:19:34	でも、クラスのその差異についても、
0:19:36	取りまとめた資料の再説明のところにも入れといた方がいいのかなと。
0:19:41	なんですけど、いかがでしょうか。
0:19:45	現状の取りまとめた資料の1ですと、泊が耐震C加古SSクラスという記載しかないので、女川は、Sクラス設計としているが、
0:19:57	というような、しており、泊は、耐震C加古Sクラス設計としているというふうに、取りまとめ資料の比較表の差異理由の中にも、
0:20:07	補足的に記載を追加したいと思います。
0:20:11	はい。
0:20:11	お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:36	地震対策のところ、多分8条本文の38に書いてある考え方を踏まえると、何になるかっていうのを、多分、
0:20:45	書かなきゃいけない。多分同じこと言ってんだけど、SクラスとC加来SSで同じこと言ってんだけど、
0:20:52	C括弧SSってというのが適切なのか。
0:20:55	守るべきものが、
0:20:57	SsだったらSじゃないのっていう多分、
0:21:01	話になるかもしれないので、ちょっとよく表現を確認していただき。ちょっと私今、それがいいか悪いかわかんないんで
0:21:08	ここはよく、
0:21:11	作業含めて確認してください。いいですか。
0:21:15	はい。北海道竹田でございます地震に対するその要求と守るべきものの耐震クラスを含めて、C加工Ssで、
0:21:26	良いかどうか含めて記載を適正にしたいと思います。
0:21:38	規制庁大塚です。
0:21:39	とりあえず、次のコメントですけど、
0:21:42	次の取りまとめた資料の次のページの2ページで、
0:21:47	ナンバー3のところですよ。
0:21:51	再説明のところ、なお書きで、泊が設置する自動ガス分析校正用水素混合ガス本で、
0:22:00	上が操作用水素、4.5%。
0:22:04	これ水素濃度は低いってあるんですけど、
0:22:07	先行プラントの製造番目に比べては、
0:22:12	比べて水素濃度が低いっていう意味なんですか。
0:22:19	ちょっと先行がちょっとどれくらいなのかがわからなかったんで、
0:22:23	ご説明いただければと思うんですけど。
0:22:36	北海道電力の平田です。女川のポンベ使っている水素のポンベもですね、数パーセント4%前後だったと記憶してございます。ここでの記載は泊として使っているポンベとしても、
0:22:51	水素が低いものを扱ってますという、そういう等の記載となつてございます。
0:23:01	規制庁大塚で承知しました。
0:23:04	ちょっと先行プラントの数字の方も調べていただいてここに先行との違いも書けるようであれば、
0:23:10	記載いただきたいんですけどよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:13	北海道電力の平田です。今書いてございます再説明のところに、女川の方とか、補他のガスボンベ記載あるところをちょっと確認して追記したいと思ってございます。
0:23:37	はい。規制庁大塚です。続きまして取りまとめた資料の3ページをお願いします。
0:23:46	ナンバー8のところの再説明で、
0:23:50	2行目から、
0:23:52	李で使用しているコーティング剤は、建築基準法の試験にて、
0:23:57	不燃材料と同等以上の性能を有していることを確認した材料を使用しているため、
0:24:03	難燃性の塗料を、
0:24:05	使用している女川とは、
0:24:07	相違している。
0:24:08	と記載してあって、
0:24:12	も、女川との相違点わかったんですけど、
0:24:15	泊については、
0:24:19	コーティング剤のことは記載しなくてよかったのかなっていう疑問が生じたんですけど、
0:24:25	そこはいかがなんでしょうか。
0:24:27	まとめ資料の7、中身ですね、コーティングの大きさ。
0:24:31	コーティング剤の記載がないんですけど、
0:24:33	等については記載しなくていい。
0:24:35	理由は何かあったんでしょうか。
0:25:50	北海道竹田でございます8条の本文の26の比較表の中、
0:25:58	でございますけれども、
0:26:01	女川さんの記載は、管理区域の床に、
0:26:06	こちらに書いている床壁に、
0:26:09	こちらに書いてある耐放射線、
0:26:13	次、除染性、耐腐食性を目的としてコーティング剤を
0:26:18	設置して、
0:26:20	いてコーティング剤は難燃性が塗布されたものであるところに対して、
0:26:26	泊というのは、
0:26:32	不燃材上の泊の方の(6)の下のところでございますけれども建屋内装材石膏ボードと建築基準法で不燃材として認められ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:43	たもの、またはこれと同等のものを試験により確認したもので設計する ということで、
0:26:50	不燃材。
0:26:52	難燃剤のものに、
0:26:54	ちょっと床壁が、
0:27:01	コーティング剤、
0:27:04	が、
0:27:13	とにかく必要がないというか、何年難燃剤のものを塗ってますよとい うよりはなから不燃材でできてますということを上で謳っているので、
0:27:24	コーティング云々では、剤オフ寝るという話ではないという
0:27:30	ことで記載している。
0:27:32	ですけど、
0:27:35	火災対策室の齋藤です。今ご説明いただいた話というのは、女川自身が そもそもこの今赤字で書いてあるところは、
0:27:46	不燃材料ではなくて、難燃材料としてなってる例外のことを書いている はずだと、泊についてはそもそも不燃材料で、
0:27:58	構成しているのでその例外を書く必要がないので、その部分を省いてい ますと。
0:28:05	いうことをおっしゃってるということでよろしいですか。すみません日 本語がつたなくて北海道竹田でございますその通りでございます。
0:28:15	そういう書きたいと思います。
0:28:18	火災対策室の齋藤なんですけど、
0:28:20	すみませんここは女川も含めてすみませんちょっと用語の使い方だけち よっと確認なんですけど、
0:28:27	建築基準法上は不燃性材料じゃなくて不燃材料だよねという話を、
0:28:34	一応確認しておきたいんですけれども、要は、火災防護審査基準は、今 ここに書いていただいている
0:28:43	建築基準法上の不燃材料や、これと同等の性質を有することを確認して る材料全体をもって不燃性材料ですよねと。
0:28:52	いうふうな書きぶりをしてたはずなんですけれども、要は建築基準法上 で定めてるものっていうのは、例示告示と大臣認定と2種類あって、
0:29:04	それは一応建築基準法上では不燃材料と言ったような気がするんです けれども、
0:29:10	そこら辺要望の使い方をちょっともう一度だけ確認しといていただい ていいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:20	北海道武田でございます建築基準法で、審査基準と、建築基準法で定めている、不燃性なのか、不燃材料なのか、そこら辺の定義を、
0:29:32	きちっと確認しまして、記載を適正化したいと思います。
0:29:51	規制庁大塚です。すいません先ほどのところで泊も、
0:29:56	泊はコーティング剤のことを記載しなくていいってことはわかったんですけど、泊のコーティング剤を売っていて、
0:30:03	そのコーティング剤っていうのは、
0:30:06	仲間側と同等。
0:30:09	そのものなんですか。
0:30:11	なんか防火性能みたいな、ない。
0:32:24	規制庁大塚です失礼しました。
0:32:28	だからこの項目はコーティング剤の話をしていて、ちょっと私が勘違いしたのは、材料の話があって、それプラスコーティング剤の話があると勘違いしてましたので、
0:32:53	規制庁大塚です失礼しました。
0:33:30	すいませんちょっとお待ちください。
0:33:43	比較表の8条。
0:33:47	台風本-16ページをお願いします。
0:33:59	下の方のIポツの、
0:34:02	蓄電池のところなんですけど、
0:34:05	安全機能を有する蓄電池と、
0:34:10	それ、
0:34:11	以外の蓄電池を、長野法で書き分けて、
0:34:15	いるんですけど、まとまりの方書き分けていなくて、
0:34:19	泊は、常用非常用の両方とも、非常用電源から受電している。
0:34:24	換気空調設備にて関係している。
0:34:27	かなということが記載されてるんですけど。
0:34:35	泊以外で、そのような設計してるところって、
0:34:38	先行プラントであるんでしょうか。
0:35:08	少々お待ちください。
0:35:19	安全系蓄電池室とは1機ファンというものになるんですけども基本的にはPWRの標準設計で、
0:35:28	安全系受電で、
0:35:31	機能維持というところは、Pの標準設計となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:38	規制庁大塚で生じました。ではちょっと、そのPWRは基本的に泊と同じ設計ということがわかるように、
0:35:45	どこかに記載をしておいてください。
0:35:49	伊東竹田でございます。
0:35:52	備考ともに記載したいと思います。
0:35:56	差異理由のところよろしいでしょうか。はい。
0:36:00	承知いたしました。
0:36:04	はい。規制庁大塚です。続きまして次のページも、
0:36:08	同じような質問なんですけど、
0:36:14	水素濃度のところで、
0:36:16	そういうところで、泊では、
0:36:20	4ボリューム%以上の水素を使用しているが、
0:36:24	設備内の水素濃度に関係なく、
0:36:27	郷学生雰囲気を生成しない。
0:36:30	酸素濃度以下に酸素を管理しているということで、
0:36:34	女川水素濃度のほう管理してるんですけど、泊は酸素濃度の方、
0:36:39	管理しているということなんですけど。
0:36:41	泊と同じように、酸素濃度の方で管理してプラントは他にあるんでしょうか。
0:36:54	北海道電力竹田でございます国内のPWRで泊と違う背が同じ設計をしているプラントございません。
0:37:06	ないですか。
0:37:08	全BWRがちょっと調べきれてません。すいません。
0:37:14	規制庁大塚で承知しました。とりあえずPWRは、
0:37:18	酸素で管理してる場所はないってことでBWRの方もちょっと、
0:37:22	可能。
0:37:24	同様なプラントがないか調べていただいて、
0:37:28	泊独自のものなのか、先行と同じなのかっていうところがわかるように、こちらそういう理由のほうに記載をお願いします。
0:37:37	はいBWRを調べて、泊が独自なのかどうかっていうところの記載がわかるような記載にいたしたいと思います。
0:37:48	火災対策室の齋藤です。すいませんちょっと技術的な方法についてすいませんちょっと教えて欲しいんですけども。
0:37:56	一般的に水素濃度を下げるって言えば、新しい空気を入れて、拡散させて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:03	希釈するというやり方すると思うんですね。実際に泊の場合、ここで記載されてるように酸素濃度をコントロールすると。
0:38:13	いうふうに記載してるんですけども、どういうふうに、酸素濃度機のコントロールしているのかをちょっと教えていただいてもいいですか。
0:38:24	言いたいのは普通の空気を入れ替えていただけだと、基本的には酸素濃度は変わらないはずなんですよ。
0:38:32	ですけども、実際にはここで差異の理由のところで、酸素濃度をコントロールし水素濃度にかかわらず酸素濃度をコントロールするんで、爆発性雰囲気形成する恐れはないと。
0:38:44	いうふうに記載してるんですけども、実際はどういうふうに、
0:38:47	記載、コントロールしているのかをちょっと教えて欲しいんですけども、実際にはですね、定期点検のときに、北海道竹田でございます実際にプラントを立ち上げる時っていうのは定期点検時は、
0:39:01	水を抜いたりですね空気に最終的には1回なるわけなんですけど、そこから水を張りまして、液相については1回窒素で置換をしていき、
0:39:13	窒素で置換をしていきまして、それでまずその酸素自体を全くない100%の窒素ボンベで、全部気相を1回うち流して、体積制御タンク等を何ていうんだらう。酸素吸わせたいところは、
0:39:27	水素のカバーガスを入れますし、
0:39:29	酸素をコントロールしたいところはまずシースを張り込んで、水素酸素のない状態にしてから系統を立ち上げるというような運用をさせていただきます。
0:39:38	ありがとうございますっていうことは、ここは窒素、今のことを簡単に言うとどっち措置するから、
0:39:45	酸素濃度をコントロールしているというふうに理解したんですけど大体そんな認識で正しいですか。さようでございますここで基本的に裾のす、酸素濃度が上がらないようにコントロールして、
0:39:57	爆発しないっていうのを系統の中に作り出すということでございます。
0:40:02	はい。わかりました。そうであれば、逆に今、今ご説明いただいたような内容を、この場所のところに、
0:40:13	要は泊は、窒素置換をして、酸素濃度を下げているのでは河成雰囲気を形成しないようにしていると。
0:40:22	いうふうに書いていただいたほうがはっきりと説明、はっきりと説明できる気がするんですけどもいかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:31	北海道竹田でございます確かにいきなり酸素だけ5%以下って書いても、他は何かというのが、わかりづらいので、今、口頭で申しましたようにまず窒素ガスでパージをして、
0:40:43	窒素置換した後、酸素が5%満たないように、管理していくという運用をしているというところをはっきり書きたいと思います。
0:40:53	よろしくない火災対策室の齋藤ですよろしくお願いいたしますそれこそが女川との完全なはっきりとし違いだということになるんだと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。
0:41:07	網をですね多分ね、齋藤さんがおっしゃる通りで、ここの記載の仕方が非常にわかりにくい記載になってるんですよ。
0:41:16	これ、女川PとBで明らかにここ違うので、水の最終結合器がないとか、いろいろあるじゃない対策制御系で処理するとかってもうここは明らかに
0:41:27	設備構成がPとBで違うので、ここに、備考に4%ンボル以下D3層って書く書きちゃってるから、これ何のことを言ってるかっちゃうよくわかんない話になっちゃうんですよこれね。
0:41:39	なので今言われたように別紙でいいので、少し系統を示した上で、こういう処理をするために、要は酸素濃度で酸素で可能管理してるっていうのを、
0:41:49	別紙のまとめ資料の別紙としてつけてもらえますかね。いいですかね。
0:41:54	北海道竹田でございますこちらの差異理由で今、口頭で述べたことを、別紙でまとめまして、補足のほうにつけたいと思います。
0:42:08	規制庁大塚です続きまして、ちょっと軽微なコメントになるんですけど、
0:42:13	八条の本、19ページお願いします。
0:42:17	ちょっと色づけだけで、ポツ、貯蔵のところで、
0:42:23	赤字が始まる。
0:42:25	手前のところで、燃料いうサービスタンク及びもう、
0:42:33	説明が変わるところだと思いますので細かい色で、
0:42:37	お願いします。
0:42:39	北海道竹田でございます電流サービスタンク及びが赤色でなければいけないと思います。修正させていただきますありがとうございます。
0:42:48	規制庁大塚です。続きまして八条の本22ページをお願いします。
0:42:54	ここも、
0:42:55	ちょっと軽微なコメントで、そういう理由のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:59	真ん中の女川設計のそういうところで、最後にそういうpってあるんですけど、これなんか、
0:43:06	ここはまた何かこうしていたとかそういう感じですか、BWRとか、
0:43:16	北海道竹田でございますこのPは、誤記で、炉型特有の設計の相違というところで終わってよいかと思いますので、記載を適正化させていただきます。
0:43:30	はい。規制庁大塚です。続きまして8条の、
0:43:33	本24ページをお願いします。
0:43:37	難燃ケーブルの使用のところで、
0:43:42	真ん中辺、
0:43:44	もう、これらのケーブルの一部は、
0:43:47	自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験を満足するかっていうところなんですけど。
0:43:54	ケーブルの一部っていう記載が、マリーダ形にしか記載がないんですけど、
0:44:00	具体的に一部のケーブルっていうのはどこのCAPEなんでしょうか。
0:44:06	えっとですねこれ社内でも、北海道竹田でございます翁長さんの表記8条と41条違うというところもあったりしてですね、どういう表現が適正かというところを考えてきたんですけど、
0:44:19	核計装ケーブル等、放射線監視用ケーブルっていうのは、検出器から、ちょっとすいません専門的になるんですけど、プリアンプって言って増幅するアンプまでの間が、
0:44:31	垂直トレイ試験で燃えちゃう。うん。置いちゃう側になっちゃうんですね。
0:44:38	ところがプリアンプから核計装ケーブルの方はプリアンプから晩までも、その特殊な3同軸のケーブルでできていて、
0:44:48	Rm放射線監視設備のケーブルについては、プリアンプから坂までの間が普通の計装ケーブルになっていまして、そういう面では、
0:44:59	放射線監視用ケーブルの、
0:45:02	先ほど申した、
0:45:04	核計装ケーブルと放射線監視用ケーブルの検出器からプリアンプまでのケーブルはっていう意味で、これらのケーブルの一部というふうに記載させていただきます。
0:45:21	規制庁大塚です。
0:45:25	そうですねちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:29	イメージがつかなかったので、もし可能であれば、
0:45:33	これも補足の方とかに、図か何かで示していただけると、
0:45:37	助かります。あと、
0:45:39	この
0:45:40	24 ページの方にも、この一部の意味が、
0:45:44	何を示しているのかっていうところをちょっと記載していただけると、
0:45:47	わかりやすいかと思いますので、お願いします。
0:45:56	はい。北海道竹田でございます今これらのケーブルの一部が、どの部分を指してるのかわかりづらいということで、別添 1 の、
0:46:08	1 の紙資料、資料 4 が、
0:46:12	ついてましたっけ。
0:46:35	はい。北海道竹田でございますこの一部というのがわかる酵素くうを、資料につけたいと思いますし、差異理由のところにも一部というのが、
0:46:46	そちらを引用する形でわかるようにしたいと思います。
0:46:55	火災対策室の斎藤です。今のここの表現。
0:47:00	のところで、今少し
0:47:03	印象的に思ったのは核計装ケーブル、核計装用ケーブル等、放射線監視設備用ケーブルの
0:47:12	一部が、そこを満たすことが困難であるっていうようなご説明だったんで、そうであればこの何だっけえっと、
0:47:21	八条の方の 26 の
0:47:25	今の赤字になってるこれらのケーブルの一部って書いてあるところが、そもそも核計装用ケーブル及び放射線監視用設備ケーブルの
0:47:34	一部はっていうふうにそもそも限定できるんじゃないですかねという話が 1 個あってそうするとこのためって書いてあるところが、これ、このためこれらのケーブルはって言えばそこが限定されるんで、
0:47:47	何かその限定の仕方が、何か隣の事情によって違うんであれば別に女川のを、悪いところを別に模倣する必要はないので、
0:47:57	そういうところはきちっと
0:47:59	要は何が下原則じゃなくて例外として、
0:48:03	限定されるのかということですね、明記していただければと思いますんで、ここの記載ぶりも、今の説明と追加の資料とあわせて修正いただければと思います。
0:48:16	北海道竹田でございますはい。
0:48:20	いただいたコメントを踏まえて表現を適正化したいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:28	規制庁大塚です。続きまして、
0:48:31	八条の、
0:48:34	月1、
0:48:35	1、3、
0:48:37	4-5 ページをお願いします。
0:48:41	八条、月1、
0:48:43	C1、3、
0:48:45	4-5 です。
0:48:47	別添1(2)の、
0:48:49	1ページ前の
0:48:53	軽微なコメントで、地すべりの表記なんですけど前もちょっと他の条文でも言ったんですけど、漢字表記のものと、
0:49:01	ひらがな表記のものが混在してるので、ここは漢字で統一をお願いします。
0:49:09	すいません北海道竹田でございます。もう1回だけあの場所を確認してよろしいでしょうか。すいません。
0:49:15	八条別11。
0:49:19	3、
0:49:20	4-5、別添1(2)のタブがついてるところの1ページ前のところ、
0:49:32	日本語化、
0:49:47	地すべりの滑りが、漢字表記のものと、ひらがな表記のものがあって、これ、確か6条だったかと思うんですけど、
0:49:56	基準に合わせて漢字にするってことになったと思いますので、
0:50:06	よろしいですか。
0:50:15	すいません北海道武田でございます。3-4-5万をおっしゃってるページの、
0:50:24	地すべりの滑り具は、
0:50:28	吉良が何名、今私たちが見てるのは、地すべりの滑りがひらがなですよ。はい、さようでございますそれを漢字にしてもらいたいんですが、すべて漢字で統一なんです。そういう話に別のヒアリングで、ごめんなさい。大変申し訳ありません。
0:50:51	すみません、情報共有がなくなってすいませんはい。地すべりはここだけじゃなくて複数出てくるかと思しますので、滑りを
0:51:01	感じで、
0:51:02	リバー送りがなでよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:07	すはい。表現を適正化して参りたいと思います。
0:51:21	規制庁大塚です。
0:51:23	あとまとめ資料の本体側の方で、資料1-2をお願いします。
0:51:42	ページは、八条別1、
0:51:45	市さん、
0:51:47	添2-1ですね。
0:51:50	別添1(3)のタブの中、
0:51:54	の数ページめくったところなんですけど、
0:52:01	八丈月1市さん、
0:52:04	添2-1。
0:52:07	です。はい。
0:52:09	ここにですね、
0:52:12	原子炉の安全停止に必要な機器等の配置を明示した図面ということで、
0:52:17	図面が続いてるんですけど、
0:52:20	資料全体通してですね区域区画図の一覧がついてなくて、
0:52:25	徳育各図の一覧というのはこれ、
0:52:28	で示しているという。
0:52:31	理解でよろしいですか。それとも、
0:52:33	空気深く屑ってというのは特につけてないということでしょうか。
0:52:44	詰まってる。
0:52:48	北海道竹田です。
0:52:50	本当に三浦さんいたら回答できますか。
0:52:55	はい、北海道電力本店三浦台数聞こえてますでしょうか。
0:53:00	聞こえてますはい。大きい声をお願いします。
0:53:03	はい。区域区画図の一覧はですね、一覧表としての表はないので追加いたします。
0:53:12	区域各図と嗅覚名称と一緒に載った図面はですね、来週ご説明予定の
0:53:21	資料10の方に表記されることになります。以上です。
0:53:29	北海道竹田ですけど確認ですけど、
0:53:32	今大塚様からいただいた資料3の添付2の図自体は鮮明化するっていうことだったんですけどここに、区域区画の名称と一覧もつけるっていう理解でいいですか。
0:53:51	Donnel   コンテ見湯田です。とかく名称の名称と架空の図は、資料10の方ですね。
0:54:00	につきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:02	で、
0:54:03	それと、こちらに修正した方がよろしいですか。
0:54:11	来週の資料 10 の中には区域区画図が、
0:54:16	入って、
0:54:18	没水、
0:54:22	規制庁大塚です。
0:54:25	東京は 9 区画の選定の、
0:54:28	平田の今日の資料の中に入れていただきましたんですけど、
0:54:32	そういうことであればちょっと後で確認するんですけど、
0:54:36	多分同じこの今開いていただいている、
0:54:39	ものと同じような図が載ってるんじゃないかなと。
0:54:43	予想するんですけど、これだとちょっとですね。
0:54:47	文字がまず読めないっていうのがあるのと、あと区域区画の線が、
0:54:53	一応、凡例ついてるんですけど、どこがどの線なのかわかんなくて、
0:54:58	判別つかないのでちょっと線を太くしていただいてわかるようにしていただきたいのと、
0:55:07	阿藤。
0:55:08	区域区画を設定したところは網羅的に図を全部つけてもらいたいっていうのと、
0:55:14	あと、建屋と、
0:55:16	建屋の名前と、あと部屋の名前、どういう部屋なのかがわかるように、
0:55:22	直していただきたいと思います。
0:55:25	何か先行の実績見ると、
0:55:27	一応猪野で確認したんですけど、大井の方では、
0:55:32	千賀不特定区域架空が判別しやすく、見やすい図がついてましたので、ちょっと参考にさせていただければと思います。
0:55:48	北海道竹田です。皆さんこれ、本店、
0:55:52	今図面直していて、線を太くするっていうところは、区域区画はっきりするということだと承知してるんですけど。
0:56:02	名称とか文字とかもはっきり読めるようになってますでしょうか。
0:56:09	北海道電力本店宮です。
0:56:13	今、修正中ですので、そのように配慮いたします。以上です。
0:56:19	次回の提出って、
0:56:20	水曜日になるんですけど、
0:56:24	間に合いますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:28	藤川。
0:56:29	宇野はですね、来週ではなくてこのヒアリングの2回目で考えてましたものなんですけど、
0:56:40	後で本手宮です。
0:56:43	2回目のヒアリングまでに間に合わせます。以上です。
0:56:51	規制庁宮本ですけど、それでね、ちょっと女川の、このこの図ってよく見て欲しいんですけど、これ比較表についてないから、わからないと思うんだけど、女川の場合どういう図がついてるかっていうと、
0:57:04	これ明示した図面の中で、まずズーツ等、
0:57:08	泊の場合は、区分B区分にしてんのかな区分I区分にしてどっちでしたっけ。
0:57:14	区分B区分が明確にわかる図になってるんですよ。
0:57:19	要はこれは、ここに書いてあるのは確かに、よく見ると、Aトレーンで赤赤文字の設備、Bトレーンで、緑の設備、
0:57:30	ポイトレンとなんか多分おそらく成果がよくわかんないけど、
0:57:33	いやそういう意味でわかんない図なんですよこれだと。
0:57:37	で、女川とかの設置許可の図面これは既許可で示すので最終的にセットするのは工認になるんだけども、今の時点で、要はその
0:57:48	区分A区分B、あとSA区分というのが明示的に色分けされて、
0:57:53	図示されています。
0:57:56	この図では、
0:57:59	ここで書かれてる全員ガス消火区域範囲っていうのは、これは別に、この図で多分示さなくていいはずなんですよ。
0:58:05	それは消火系の説明のところに、示せばよくて、この物ここで図が必要なのは、原子炉の安全停止に必要な機器等の配置を明示した図なので、そうすると、
0:58:17	ここで示して欲しいのは、区分A区分B、あとは41を絡むのでSAが設置されてるSA区分がどこにあるか。
0:58:25	あとはその格納容器みたいに、要は区分分けできないところは、別の色にするのか、代表してAの色にするのかわかりませんが、
0:58:34	そういう形でこの明示した図っていうのは、明らかにそのAA区分B区分がわかるような図にしていきたいんですよ。そうしないと、これ、今よく見ると確かに、
0:58:49	言い方得る分かれてるようには見えるんだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:53	色分け設備が中の設備が色分け多分されてるんだろうなと思っていて、赤い設備ばかりが片方の部屋にあって、緑の設備が
0:59:04	例えば違う部屋にありますねっていうのはわかると思うんだけど、
0:59:11	例えば、添付 2-2 のところ行くと、
0:59:15	真ん中の、
0:59:18	火災区画になると赤と緑が一緒にいるような気がするんですよね、例えばね。
0:59:27	これね。
0:59:28	そうするとこれ何で 9 一緒に同居してるのって話になるわけですよね。
0:59:33	これはよく見ると、よく見るとわかんないけど、消火設備としては一緒なのかどうかよくそこはわかりませんよ私から見ると、
0:59:41	本来なら系統分離で分かれてるんだったら別区画になってなきゃおかしいですよ多分ね。
0:59:48	これ、ここは何で緑と赤が例えば一緒になってるんですたっけこっつて。
1:00:13	今日今回答もらわなくてもいいですけど、要はそういう目で見ていくと、本来この火災区域っていうのは点線だから一番大きいとしても、系統を先ほど別れて火災区画にしますっていうことで、
1:00:27	紫になんのかな紫の線で分かれてるんだけどその紫の線で分かれた境界が、
1:00:33	本当にこの
1:00:35	A トレーン B トレーンそれぞれで分かれてるかっていうのが、この図だとちょっと確認できないなど。
1:00:45	なので、そこを女川の図をよく見ていただいて、
1:00:51	できるとは早くここ一番大きな、
1:00:54	ポイントなので、できるだけ早く図示してくださいということでいいですかね。
1:01:06	北海道武田でございますはい。いただいたコメント。
1:01:11	を踏まえて図面をわかるように適正化して参りたいと。
1:01:18	ます。
1:01:22	今川さんの、
1:01:24	柏崎もいただいて、
1:01:27	見てございます。
1:01:32	部屋を塗っているのは承知している。
1:01:37	えっと火災対策室の齋藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:39	後で修正イメージわかるように、がっつりと確認させていただきますのでご安心してください。
1:01:59	規制庁大塚です。なのでちょっと区域区画の選定については今回、
1:02:04	適切かどうかとかっていう観点では見れなかったので、ちょっとまた次回確認したいと思います。
1:02:26	規制庁大塚です。あと、8条は以上で、とりあえず、
1:02:30	41条もちょっと少ないんですよと言っちゃいますけど、
1:02:36	資料の、
1:02:38	1-6をお願いします。
1:02:40	41条の比較表ですけど、
1:02:43	取りまとめた資料1ページの方で、
1:03:00	よろしいですか。はい。ナンバー2のところですけど、
1:03:07	イグナイターの記載があるところで、
1:03:13	そういう説明のところにですね、先行プラントとの、
1:03:17	さについて記載がないので、他のナンバー3とかはちゃんと、
1:03:23	PWRプラントである大飯と同様の記載であるとかっていう記載があるので、そういった記載を、ナンバー2の方にも追加をお願いします。
1:03:35	北海道竹田でございますレファレンスする。
1:03:39	プラント今女川のところ記載該当記載なしと書いてますけどこちらに、大井だったら大井レファレンスするプラン
1:03:49	比嘉桑名が後でよくて、はい。再説明のところに、はい。
1:03:55	他のプラント。
1:03:56	比較。
1:03:57	はどうかっていう
1:03:58	そういう、ナンバー3みたいな記載をしていただければ、
1:04:03	はい。
1:04:06	南波さんと同じように、イグナイターPWRへ皆さん設置してますんで、そこと同様であると船、記載したいと思います。はい。
1:04:20	長大塚です。続きまして、41条の本の5ページお願いします。
1:04:33	比較表の5ページですけど、(1)の火災区域区画の設定のところ、
1:04:42	原子炉建屋と、
1:04:44	立山が記載されてるんですけど、
1:04:52	あ、失礼しました。ここはちょっとあの確認なしです。
1:05:04	すいません。続きまして41条の本、17ページをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:16	(3)の竜巻のところで女川わーはですね竜巻飛来物防護対策設備の設置や固縛として、
1:05:25	竜巻飛来物防護対策設備の設置が
1:05:29	泊では記載がないんですけど、
1:05:32	循環水ポンプ建屋の中の、
1:05:35	竜巻飛来物防護対策設備が、
1:05:39	あると思いますので
1:05:45	そういう理由の方に書いてあるんですけど、まとめ資料本文の方にもその旨書かなくていいのかなと思ったんですけど。
1:05:53	ここは一応、設備があるので、屋内ですけど、
1:05:58	そういう対策をしてるってということがわかったようにした方がいいかなと思ったんですけどいかがでしょうか。
1:06:58	北海道竹田でございます屋内でも、主要な建屋でも壁が薄いところとか、竜巻で、
1:07:06	影響を受けるようなところっていうのは鋼板を張ったりとかですね、板とか、いわゆるその竜巻飛来防護設備の設置っていうのをしている箇所があるので、それらをまとめて、
1:07:19	建屋内に設置している。
1:07:22	重大事故対処施設で、竜巻防護
1:07:27	施設を設置している。
1:07:30	ところによって、
1:07:32	火災発生の防止を講じる設計とするっていうような形を、
1:07:37	追加薬、
1:07:41	聞きたいと。
1:08:09	女川の場合は、制度デービーのDBを生活してる。いや清でも期待している設備があるのでそれを守るのに必要な竜巻防護対象。
1:08:19	対策設備があるからここ書いてると。それに対して、
1:08:25	トモニについては、要はSA設備を守るたびに、
1:08:31	設置しているものがあるかないかっていうのをよく確認してください。それで必要であれば当然なるし今多分、大塚が言ってる循環水ポンプ建屋の
1:08:41	補機冷っていうのは、多分SAでも記載しますよね多分ね。そうするとその上についている竜巻防護ネットっていうのは当然、対策設備になるんでしょうねと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:52	そういう目で、だから先ほど言われたその消火配管を守るとかそういう話もあったと思うんだけどS Eの目で見て必要だったら書いてくれればいいかなと思います。いいですか。
1:09:03	北海道竹田でございますSAで
1:09:06	竜巻の影響を受けるものが他にあれば、今私おっしゃるように、
1:09:11	原子炉補機冷却海水ポンプについては生検DBで循環水ポンプ建屋にあって、竜巻防護施設設備を設置してるんですけども、他に何かっていうのを、
1:09:22	踏まえまして本文側にも記載を追加したいと思います。
1:09:30	規制庁大塚です。お願いします。私からはとりあえず以上です。
1:09:34	コメントありますでしょうか。
1:09:47	規制庁の有井ですねと八条の方でちょっと1点、記載が気になったんですけど、
1:09:54	比較表の方の別添1の両括弧1の、
1:09:59	年の1、
1:10:10	120ページをお願いします。
1:10:22	一番上のところでもう女川の記載を活かせ生かして、
1:10:29	作ってると思うんですけど、二酸化炭素ガスワーってところそのままが揮発性も高いことからって繋がっちゃって、
1:10:40	これ多分、大井の2パラ目で、二酸化炭素復活性であること並びにの記載を生かした方がいいような気がするんですけどいかがでしょうか。
1:10:52	タケダでございます表現が適切ではないので、大井等を踏まえて表現を適正化して参りたいと思います。
1:11:00	規制庁片木さん了解しました。私からは以上です。
1:11:06	はい。
1:11:07	規制庁大塚ですそれではここで10分間休憩したいと思います。
1:11:23	それではヒアリングの方を再開したいと思います。
1:11:26	齋藤室長からでよろしいでしょうか。
1:11:30	はい。火災対策室の齋藤です。私の方は今日示し、ご説明いただいた資料1-1を中心に、
1:11:41	いろいろと確認をさせていただきたいと思います。で、資料1で今日綿Cから確認させていただいて、直す必要があるものについてはおそらく全部、その他の資料のところにも全部飛ぶと思うんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:56	その飛ぶところについてはすいませんが北海道電力の方で責任を持って ですね全部直しといていただきたいんで、まず、その点よろしく願い いたします。
1:12:07	はい。北海道竹田でございます資料一位は、他の添付を取りまとめた形 になってるので資料1を直す全部影響しますので、関係するところはこ ちらで直させていただきます。
1:12:20	それではですね資料1-1のパワーポイントを順番にページの順番にお 話していきますんで、よろしく願いいたします。で、
1:12:31	一番最初に、
1:12:35	まず、
1:12:37	2ページはよくって、
1:12:41	3ページの機器の選定のところについては、これは基本的には火災防護 審査基準等々に則って、5ページ6ページまで全部
1:12:53	系統ですかね。
1:12:56	ごとに、
1:12:57	機能と系統全部書いていただいと認識してますんで、ここについて 今火災対策室としてはここまでは、の意見は、
1:13:08	1日間
1:13:09	段階ではないんですけれども、1、そこから先の7ページ以降について ですね、ちょっと一つ一つ確認をさせていただきたいと思います。7ペ ージが、
1:13:20	火災区域の設定と、火災区画の設定の考え方を記載をいただしていま す。
1:13:28	で、
1:13:30	えっとまず、
1:13:32	火災区域の設定の仕方についてなんですけれども、これおそらく、
1:13:42	幹細胞、火災防護し、審査基準の中の、
1:13:46	早い寄与基本的事項の内容
1:13:51	定義に基づいて、
1:13:53	用語の定義等に基づいて多分こうしたものを設定していただいと 思うんですけれども、
1:14:00	まずですね、矢羽根の(1)の一つ目のポツの矢羽根の二つ目。
1:14:06	のところなんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:08	矢羽根の二つ目のところ2、4行の文章があって、3行目以降に3時間以上の耐火能力を有する耐火兵器によって分離するように設定って書いてあるんですけども、
1:14:22	これ多分、後、次にご説明いただく系統分離の時にはこの話をきっちりしないといけないと思ってんですけども、これ今ここで出してる理由をちょっと教えていただきたいの。
1:14:36	をいただきたいんです。この辺で系統分離の時もあわせて、両方とも二重に記載しているんでそういう考え方なんですということも含めてですねちょっとまずなぜここで、まず3時間耐火の話が入っているのかについて、
1:14:50	ちょっと考え方を教えていただいてもいいですか。
1:15:46	少々お待ちください。
1:16:50	北海道竹田でございます
1:16:53	えっと、
1:16:56	A、
1:16:58	別途北海道電力の八条の別1の資料3がA区域区画設定の補足説明になっていくわけなんですけれども、
1:17:08	そちらに、女川の区分かけまして、泊の公文も変えていくんですけど、こちら2、2ポツ1ポツ、火災区域っていうところがございまして、
1:17:19	それぞれの建屋の火災区域は耐火駅に加古によって囲まれたの区域と分離されている建屋内の区域であり、以下により設定するというので、
1:17:28	こちらの中で建屋の耐火比木
1:17:32	3時間以上の耐火能力を有する大会によって、他の区域から分離するように設定するというので記載させていただいてございます。
1:17:42	はいありがとうございます。いやこれ何で質問したかっていうと、もう一度繰り返すんですけど。要は今竹田さんから御所、ご説明いただいたところで二つポイントあると思うんですよね。一つは今のこの、
1:17:56	8条の別1の資料の3の2のところの2.1の火災区域のところに、の①と②と二つ条件あってそこを両方説明いただいたと思うんです。で、
1:18:09	①の方は、火災区域の、基本的には定義に沿って、
1:18:14	書いていただいているんですよね。
1:18:16	②は、
1:18:17	これって、
1:18:19	火災防護審査基準でいうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:21	2.3の系統分離のところに書いてある内容を多分引き写して書いているんですよね。
1:18:29	火災区域を設定するときに、最初からこの観点を入れるか入れないかと。
1:18:36	いうのはそれはそれで
1:18:39	泊発電所としての設計のことを考えた上で、追加してるんで、何で系統分離の話も含めて、ここに入れたんですと。
1:18:50	いう説明なのか、それとも、また違う理由なのかっていうのを確認しなかっただけなんですよね。
1:18:56	泊発電所の話として、系統分離の考え方も、ここの中に入れて、設定したという説明であれば、系統分離のところにも、
1:19:06	もう1回同じものが出てくるんだ、来るだけですと。
1:19:10	いう話になると思うんですけども、そういう認識で正しく、正しいということでもいいですか。
1:19:19	要は火災区域の中に系統分離の話も、泊発電所としては、考えて設定をそもそもしていますという考え方で大丈夫ですよっていうそういう確認なんですけどね。
1:19:37	選択肢として、北海道竹田でございます選択肢として火災区域として3時間以上の耐火能力を系統分離の手段によって区域を分けるという概念を、
1:19:47	選択肢として記載させていただいてございます。
1:19:55	はい。火災対策市の齋藤です。
1:19:59	要は、今ここは一番最初の最初で火災区域っていうのをどういうふうにせ、考えて設定していますかっていうところの一番大元のところの話なんですよね。
1:20:11	火災繰り返しますけど、火災防護審査基準は、3時間耐火のことまでを考えると火災区域を設定してくださいと定義上は書いてないんですよ。
1:20:23	ただ実際に系統分離のことを考えた場合に、そこは3時間耐火を要求するような記載ぶりになっているんで、そこも両方含めて、泊としては、火災区域を設定していますと。
1:20:36	いうふうに、今の説明では私はそういうふうに理解しているんですけども、そういうことでもいいですよっていう確認だけなんですけどね。
1:20:44	いや、なんでこういうそそういうことがあるんでこの資料1-1の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:48	この部分の説明でもこういう書き方になってますっていう理解でいいかっていうそういう話なんですけども。要は泊発電所の考え方、火災区域のそもそもの考え方を確認させていただいてるだけなんですけど、
1:21:03	言葉の表現が何かを言い方変えた方がいいですか。
1:21:10	理解でいいんですけど今、北海道竹田でございますちょっと引っかかっている点1点としましては、北海道電力泊発電所D参事官田井。
1:21:20	火災区域建屋外壁でマート取っているのが事実として主要建屋3時間で取ってますけど、その中で、3時間耐火平気で大手区域から除外する区域があるかとか。
1:21:31	し、いわゆるBWRで白抜き区域の中に、3時間耐火兵器で、一つのケーブルトレイをずっと通って、3時間にした区域が、結果としてありますかっていうと、
1:21:42	現段階ではない、事実としてはない、ないけれども、選択肢として取り得る。
1:21:47	ものとしては記載をさせていただいているというところになるのかなと思います。
1:21:54	火災対策室の齋藤です。よ。要は、
1:21:58	わかりました。どうしようかな。
1:22:03	要は7ページの矢羽根の二つ目の、
1:22:07	話として
1:22:10	へー。
1:22:12	と。
1:22:13	要はこういう条件の時には、3時間耐火を、
1:22:18	火災区域として設定していますよっていう条件の一つを示したにすぎないと。
1:22:26	ということなんですかね。
1:22:27	そうすると、
1:22:30	これって系統分離の話そのものの話だから、わざわざここに書く必要ありますかって話で、念のための確認にもなるんですけどね。
1:22:45	開けたということです系統分離として、
1:22:48	記載すれば良いというところは確かにあるんですけども、区域の設定として、3時間耐火平気で、ことで、区域分離していくっていう方法も、
1:23:00	取り上とりますよって言うところもありますっていうところで記載してます。
1:23:09	はい。火災対策室の齋藤です。とることもありますよっていう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:14	位置付けがこの7ページの書きぶりで行くと、要は二つ条件があって、その二つを要は
1:23:24	どっち、二つ、書きぶりが書いてあるところからすると、いろんな見方ができるわけですね。例えば、この一つ目の矢羽根と二つ目の矢羽根を
1:23:35	とりあえず足して、
1:23:37	のそという条件になるのか、それとも、安全なのかを何か、
1:23:42	それとも
1:23:45	それとも何だ、この二つの話が、何か一つあって、ただし書きみみたいな、条件付みみたいになってるのかみみたいな話があって、この二つの矢羽根の関係でどういうふうに見ればいいのかなどと思ってですね。
1:23:57	とりあえず確認をしてるだけなんですけど、
1:24:00	北海道竹田でございます矢羽根の一つ目、AとBが一つ目の矢羽根と二つ目の、
1:24:08	矢羽根がおあととして、どちらかの方策を取りとって、区域設定をしていきますということでございます。
1:24:18	浅井対策室斎藤ですそうであれば、火災、建屋の火災区域について、
1:24:24	この二つの条件のうちいずれかで、
1:24:27	火災区域を設定しているというふうには書かないとわかんないですね。
1:24:31	はい。
1:24:32	北海道竹田でございます
1:24:35	こちらの方は、そのように、
1:24:39	したいと。
1:24:41	思います。
1:24:45	パワーポイントをここは、
1:24:47	パワーポイントがそういう火災対策室の斎藤ですもしそうだとすれば、逆に言うとさっきの八条の別1の資料3の、
1:24:55	2のところ、
1:24:57	下記により設定するって書いてあって、それも結構
1:25:01	言い方として、どういう考えで、火災、火災区域を設定してんですかみみたいな話になるんでちょっとそことあわせて、
1:25:08	整理をしといていただいていいですか。
1:25:13	要は、この二つ目の条件をどういうふうに取り込んで火災区域を設定しているのかっていうただそれだけの話だけなんで、そこまで答えとして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:24	絶対か、各あるべしという答えではないんですけども、
1:25:29	泊泊としては、考え方として、どういう考え方で火災区域設定してますかっていうところの一番重要なところなんでここはできればはっきりさせておきたいんですね。
1:26:10	基本的には原則3時間耐火で覆っていくんですけども、
1:26:21	例えば循環水ポンプ建屋などは、3時間耐火、
1:26:26	思っなくて、よく空き口設定の考えに、
1:26:30	基づくところになります。
1:26:35	浅井対策室の齋藤です。だから要は、
1:26:38	原則としてはアンドなんだけれども、例外のところがありますってそういう説明の仕方になるってことですか。
1:27:24	宗そうですね。
1:27:26	基本的にはアンドで良いかと、良い、良いです。②で書いてますように、
1:27:34	他の火災区域から分離するように設置するというのがございますので、
1:27:40	例えば隣の火災区域が、火災等価火災時間とか持つてる熱量とかが多い場合っていうのは、基本的に3時間以上の耐火能力を有する掛けて、
1:27:51	区域を分けるってことですので、
1:27:54	基本的には、安藤。
1:27:56	原則としてはそのように考えてます。
1:28:00	はい。わかり火災対策室の齋藤です。要はそこは安藤なのか何かをはっきりさせて欲しいと安藤でどうしても駄目な部分があるってことであれば、
1:28:11	そこについてはただしこういう場合にはこういう形で、
1:28:15	火災区域を設定するみたいな言い方になってないと。
1:28:19	多分いけないんだと思うんですねっていう。
1:28:22	そこでその部分がはっきりしているから、逆にその次の火災区画の設定の話に多分、うまく繋いでいけるかと思ってますんで、まずその部分は
1:28:36	要は関係性をはっきりさせるような被害、表現の仕方を、にしてくださいというのがまず1点目です。
1:28:43	ここまでよろしいですか。
1:28:53	ちょっと1回切ってもいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:02	規制庁大塚です今からちょっと内部で打ち合わせしますので、一旦中断します。
1:34:29	規制庁大塚です。内部打ち合わせ終わりましたのでヒアリングの方再開します。
1:34:36	阿智火災対策室の齋藤です。あと次に火災区域の話でもう一つ簡単に確認しておきたいことは、矢羽根の下に八木7ページ、1、資料1-1の7ページの、
1:34:48	矢羽根二つの下に矢印ついてますよね。そこに結果の話が入ってるんですよ。で、
1:34:55	主要建屋のうち、
1:34:58	一つの火災区域として設定しますっていうことは、非文章として書いてあって、
1:35:06	左下のところに非公開の図面が入ってるんですけども、この矢印の話と、ここの左下のこの非公開のこの図面は、これはこの中、この矢印の中身を、
1:35:20	説明してるというふうに理解すればよろしいでしょうか。
1:35:25	北海道電力竹田でございます基本的に火災区域が建屋外周でっていうところを表現したくて、おっしゃる通りなんですけども、ただ図を見た時にこの
1:35:35	凡例のオレンジ点線がですねいまいち図でわかりづらいついていうところがあるんで、そこはちょっと修正させていただきたいと思うんですけども。
1:35:45	いずれにしても
1:35:47	この矢印を示したくて下に絵を入れているということでございます。
1:35:54	火災対策室の齋藤です。いや何を確認したかったかというところですね、文章のところ、原子炉建屋と補助建屋と、あとディーゼル発電機建屋、
1:36:06	建屋の建屋ごとに、
1:36:09	ていうのでこの三つを、
1:36:12	一つの火災区域に設定してますよっていうことが、左下の図面で何かわかるようにしていただきたいなど。ここを指しているのであればと。
1:36:24	いうのをちょっとお願いしたいっていう。もう、
1:36:28	ところですね。
1:36:31	やり方については、それぞれ考え方があると思うんで、それはそれで結構なんですけれども、要はパワーポイントの中身の説明の整合性をとりあえず図っておきたいという考え方です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:42	よろしいでしょうか。
1:36:43	北海道電力武田でございますこちらの文章と下が紐づいているというところを文章でわかるようにとか、
1:36:50	記載します。はい。
1:36:52	はい。よろしく申し上げます私は建屋の建屋の場所ごとに、色付けすればその三つがくっついて一つの火災区域になってますってのはわかるんじゃないのかなと思いますがそこはお任せいたします。で、次に火災区画の設定の
1:37:06	仕方についてですねちょっとお伺いしたいんです。
1:37:10	火災区画は、基本的には、火災区域を細分カーしたものですよねと。その時に、
1:37:19	区切る仕方が、定義では、耐火へきと離隔距離と固定消火設備等によって、
1:37:27	分離された、火災防護上の区画をいうと要は火災防護上の区画として必要であれば、区画を形成して区切っていただきますねと。
1:37:37	いうことを
1:37:40	書いてあると私は認識しています。で、その中で、7ページの(2)番の火災区画の設定の部分なんですけれども、
1:37:49	火災区画の設定の定義として系統管理と、機器の配置状況に応じて分割して設置っていうふうに書いてあるんですけれども、
1:37:58	本当にこれだけで大丈夫ですかっていう確認をさせていただきたいんです。
1:38:05	要は、ここで書いたのは系統分離、
1:38:08	それからあと、この機器の配置状況というのがいろんなものを含んでますという話にひょっとしたらなるのかもしれないんですけれども、
1:38:15	例えばですよ、固定用の消火設備例えばハロンとかそういったものを使いますよねと。そうしたものにしに応じて、そうしたハロンの何だ一つの消火国を、
1:38:29	があるんでそこに応じて区画を設定しますとか、
1:38:32	いう話が入ってないんですよねこの中には、そういう設定の仕方は泊ではしていないと、いうふうにこの文章を見ると認識してしまうんですけれども、
1:38:42	そこら辺の考え方はいかがなんでしょうか。
1:38:46	北海道竹田でございます区画の設定の仕方は先ほどの85別1資料3-3に、区域の次に2.2で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:56	区画と書いてまして、
1:38:59	正直ざっくり流してしまって、パワーポイントになってるところがあるので、もう少し資料3-3に書いてある。
1:39:08	一行にある火災区域を細分化したものであって、
1:39:12	耐火能力を有する隔壁等、
1:39:15	離隔距離、固定式し固定式消火設備等により、
1:39:21	分離され、する等を分離するっていうような、こちらの表現を用い生かす形で、パワーポイントに反映したいと思います。
1:39:31	はい。火災対策室の斉藤さん。それはそれで正確性を期すためにお願いしたいところではあるんですけども、私として確認しておきたいのはそれをもうちょっと実務的な理由、ものとして、
1:39:43	多分離隔距離で多分区切ってないですよ多分隔壁で多分全部区切ってますよね。離隔距離切ってるところあるんですか。
1:39:54	屋外はちょっと置いといて屋内でですね。
1:39:58	屋内でその壁がない状態で距離だけでここで区画分けますというのは、
1:40:03	基本、ないです。
1:40:06	多分ないと私は認識しているので、多分距離はないと思うんで隔壁キーで多分、
1:40:13	だけでやってると思ってて屋外については、離隔とかも考慮してますって書くのであれば全然書いていただいても構わないんですけどもね。
1:40:23	多分各液位だけでしかやってないと思うんですよ。実際には、
1:40:29	ここの考え方としてその隔壁で切っ切るときの考え方が、その系統分離の話であったり、機器の配置であったり、
1:40:38	あと他に多分他の理由とか、
1:40:42	感知であるとか消火であるとかそうしたものの理由で、多分区画されていくんだと思うんですよ何でここは確認するかというと、あとで感知消火のところで設工認とかにおりていったときに、
1:40:54	いろんな理由で、価格の変更とかを多分しながら、うまく感知消火、感知の部分を実現しますよって話が結構多いので、
1:41:04	そういった観点がきちっと入っているかどうかと、いうことをですねここで許認可の認可のこの段階の段階でですね、確認をしておきたいということですねこの質問させていただいてるんですけども。
1:41:22	ご理解いただけますかね。
1:41:25	後段で系統分離とが出てきた時にこちらに書いてある手法で区画を分離すると、後段にそうきたさないように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:37	ていいますと、やはりこの資料 3-3 に書いてある、
1:41:40	隔壁間離隔距離は屋外なんですけど、床固定式消火設備、
1:41:46	等により分離して、火災区域を設定していくというような形。
1:41:53	次、
1:41:54	いたしたいと思います。
1:41:58	要は、後々2.2、2.3の系統分離の話はこれはもうここで書いてあるから
1:42:09	はいわかりましたという話の時に、2のところでも、火災区画の
1:42:14	分離の仕方が絶対出てくるはずなんでそうしたところの観点をうまく、
1:42:18	表現してくださいねという、
1:42:27	お話だと認識してますんで、そこは表現等を検討してよろしくお願ひ、
1:42:33	資料、他の資料の充実等も併せて検討をお願いしたいと思います。
1:42:49	次8ページの文章でザーッと書いていただいでて、
1:43:07	ここも全科いいのは、前回審査会合でご説明していただいた話をもうち
1:43:09	よっと具現化していただいでるかなと思ってて、すいませんここは表現
1:43:11	の話以外をあと内容を簡単に確認していただいけなんですけども、
1:43:18	まず(1)のa項なんですけどね、漏えい防止、拡大防止の話は、これ
1:43:28	は基本的に潤滑油と燃料言って書いてあるんで、危険物対応というよう
1:43:36	な認識でいるんですけど、それはもうこれで間違いはないですかね。
1:43:42	そのような理解で。
1:43:53	間違いはないですか。
1:43:55	ちょっともう、当たり前の話なんで飛ばして施行のは関係の話なんです
	けれども、
	これ機械関係を実施っていうふうに書いてあって、方針として機械関係
	でいいんですけど、
	具体的な負ファンかなんかでやるのかそれともそれ用の空調があってや
	るのかというどっちになるんですか。
	先ほどちょっと出てきましたけど、水槽のその蓄電池であれば、
	基本的には吸気ファン排気ファンを設置して、それによって換気して滞
	留しないようにすると、その手前で、関係については、そう、そのよう
	にしてございます。
	ありがとうございます。
	はい。そういうことですね。基本的にはファンみたいファンみたいなも
	ので、とりあえず管理して要は中央の空調管理。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:04	チェック超過後、空調管理も基本的には機械関係の一部ではないかと言われればそうなのかもしれないんですけども、とりあえずちょっと内容だけ、概念だけすいません確認させていただきました。
1:44:15	次にこっちは日言葉の表現の仕方なんですけどね。
1:44:20	dの防爆くうのところなんです、
1:44:25	一つ目のポツの一番最後に、可燃性の蒸気になることはないっていうふうに書いてあるんですよ。
1:44:37	要は、刀禰潤滑油りや燃業潤滑油や燃料油が、
1:44:43	可燃性の時の親の理由から、可燃性の蒸気になることはないっていうふうに書いてあるんですけども、
1:44:51	これ書き方としておかしくないですか。
1:44:55	要は何を言ってるかという、
1:44:57	油あって、基本的には確かにその引火点とかが高ければ、そんなに安保管蒸気圧がそんなに高いとは思っておりませんけれども、
1:45:09	一定の、
1:45:11	温度であれば、必ず何かしら
1:45:16	蒸気圧は、可燃性蒸気を発生してるはずなんですよね。
1:45:20	要はここでおっしゃりたいことっていうのは、
1:45:24	燃焼か限界を超えることはないっていうことだと思うんですよ多分。
1:45:30	言葉の言葉の正確性を期して言うとするんですけどね、年の燃焼か限界。
1:45:36	という言葉を使うかどうかはともかくとして、その可燃性の蒸気となることはないっていうのは、これは何かミスリード表現のように聞こえるんですけども、
1:45:47	これはいかがですか。
1:45:52	北海道竹田でございますすいません先ほどとちょっと、
1:45:56	説明になってしまうんですけども、
1:45:59	八条の本の、
1:46:02	ー18 ページにちょうど比較表なんかがございます、
1:46:07	レファするプラントっていうのは大井と女川書いている中で、
1:46:13	先ほどと同じように、ちょっとセンコーさんに合わせたところがあるんですけども、いろいろ考えていくと、
1:46:21	直井さんの表現爆発性の雰囲気形成する恐れがないとか、
1:46:25	可燃性蒸気とはならないというような表現もあろうかと思うので、
1:46:34	表現を、
1:46:36	大井さんに近づける形。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:42	思います。
1:46:45	はい、わかりました。要はこの表現李と大井のところで、爆発性の雰囲気形成する恐れはないというのは多分これは正しい表現だと思うんですよ。
1:46:56	なんだけども、要は大井の時もこの可燃性蒸気とならないことからって、いうのはちょっと言い方としてはないかなと思ってますけど可燃性蒸気の。
1:47:05	要は量が少なくなるっていうのをこういう言い方してるんだろうなと思うので、
1:47:10	ちょっとその表現の仕方について、
1:47:14	ちょっと調整していただければと思います多分、ポイントは爆発性の雰囲気形成する恐れはないと。
1:47:21	いうことが多分、一番の大きな話だと思いますんで、そこだけ確認いただければと思います。多分直すやり方はあるかだと思いますんで、
1:47:32	北海道竹田でございますこちら防爆の項ですので防爆の雰囲気ばく性の雰囲気形成する恐れない等の表現に適正化して参りたいと思います。
1:47:45	よろしく願いいたします。他のところはですね、正直言うと二つ目の話とかも換気設備によって可燃性の蒸気が滞留する恐れはないとかですね。
1:47:57	これは多分そういう言い方で多分正しいと思うんですよ。
1:48:00	要はここイエス、ウの話をですねこういう言い方をしてしまってるから、ちょっと確認、表現の確認をさせていただいてると。
1:48:08	ということでご理解いただければと思います。
1:48:12	それ以外のところは私としては、8ページのところについてはないです。
1:48:20	それです、次2の9ページのところなんですけど、
1:48:32	9ページの(2)番の可燃性の蒸気または微粉の対策っていうところで、
1:48:40	可燃性微粉を発生する設備を設置しないという言葉が書いてあるんですね。
1:48:46	ここの表現なんですけど、廃棄物とかの粉碎とかをもしされるときに、
1:48:57	可燃性微粉ワー可燃性微粉は多分若干発生すると思うんですけど、それで、何を確認したいかという、
1:49:07	そういう可燃性微粉があることによって、
1:49:13	えっとね。
1:49:14	感知器の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:16	セット設置に影響が出ることはないんですよっていう確認をとりあえずしておきたいんですけども。
1:49:22	そこ大丈夫ですかね。
1:49:25	要は
1:49:27	煙感知器を設置するときに、
1:49:30	要は粉じんが一結構待っていると、金戸煙感知器って基本的には遮断されることによって感知してしまうんで、
1:49:40	設置できませんっていう話をですね。
1:49:43	1回、他のプラントでですね1回議論をしかしたことがあるんですね。
1:49:48	なんですけど、実際この泊においてはこの可燃性微粉を発生する設備設置と書いていただくのは全然構わないですよ。要はそこから先の実態として、
1:49:58	可燃性微粉っていうか要は粉じんによって煙感知器が設置できないとかそういうことになることはないですよっていうそういう意味での確認をさせていただきますということです。
1:50:15	北海道竹田でございます可燃性微粉が、
1:50:20	発生する設備を設置しないっていうのはこの通りで、北海道電力で廃棄体を作る。
1:50:28	時に、
1:50:30	今、基本的にはペイラっていうものがあって、金属を押し潰すっていうローラーで押し潰すっていうところあるんですけど、切断したりとかですね。
1:50:41	粉碎みたいなことをする設備っていうのは、設置しないと、今ちょっとまだ申請はしてないんですけども、新雑固体廃棄物処理建屋っていうのを作ると。
1:50:52	今ただ単にドラム缶の中に、コミコミっていうか廃棄物を入れてるだけなんですけどそれを今度粉碎したり、分けたりするような装置というのを今、
1:51:03	まだ今回の申請にはないんですけど、後の地震性で考えてまして、そういった観点では今ただドラム缶に入れたり、金属製のものを通らで潰すっていうところで、
1:51:13	可燃性の微粉が発生するっていう状態はなくて、可燃性じゃない日分だと、ホウ酸とかをですね、水に溶かし込むときに袋から出して入れるとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:23	セメントを固化体をつくるにセメント袋から出しているとか、そう、そういうのはあるんですけどもそれで変換煙感知器が誤動作するという環境もないように、
1:51:37	位置や配置を考えて、設置していますので、
1:51:42	それらで火災感知器の設置に影響するということはないということでございます。
1:51:49	ありがとうございます。火災対策室の齋藤さんありがとうございます。そういった事実確認を、ちょっとすいませんここはこの場でさせていただきたいと思ったんでありがとうございます。で、
1:52:00	9 ページのところで、あとですねちょっとこれはもう見せ方の問題なんで、
1:52:07	案なんですけど、
1:52:09	9 ページの右下に水素検知キーの話がはい。
1:52:14	写真で入れていただいているんですよねおそらく、
1:52:18	右側の写真のところが、
1:52:23	見二つ車並んでるところの多分右側のところが、多分その水素検知器だと思うんですけども、そのすぐ左側の蓄電池室全体を映しているところで、
1:52:35	どこに水素検知器があるかっていうのは、ちょっとご説明いただいても大丈夫ですか。すいません、見づらくて赤丸か何かを入れてですね表現したいと思いますけど、ちょうど照明が、右側の辺の、
1:52:48	上のところに切れかかっていて2 個目の照明が1 本見えるんですけどその下、下ぐらいにですね、
1:52:55	んやんとかうあるのが、水素の同漏えい検知器になるということで、水素漏えい検知器の位置がわかるようにしてその拡大がこれですというように、
1:53:06	見せ方に修正して参りたいと思います。はい。よろしく願いいたしますここは単なる見せ方の問題だけなんで、
1:53:15	次、それで次にですね、10 ページのところをご確認をいただきたいと思います。これ先ほどの難燃ケーブルの
1:53:27	ところの話で実はさっきの大塚からの指摘はこっちの方がはっきりと綺麗に書いてあるんですよね。そこはそこで見ていただければと思うんですが私がお伺いしたいのは、
1:53:40	ここの右下のところに難燃ケーブル化するために、電線管の接続のところについて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:51	こういう形でやりますという絵がありますよね。この絵についてちょっと教えていただきたいんですけども。
1:54:02	電線管を使う時 2、要は、土佐。
1:54:07	電線管の内部の酸素の量が少なくてそれを消費するからおそらく何年かと同じ。
1:54:14	窒息になるんで同じ効果を発揮すると。
1:54:18	いうことを多分ご説明されたいと思うんですけども。それについて、
1:54:22	もうちょっと具体的に何メートルの長さ以内に、
1:54:27	するからっていう話等がまず 1 点、どっかで補足いただけませんかねという話と、
1:54:34	あともう一つは、この%ての話なんですよね。
1:54:38	このば徹底。
1:54:40	これは設工認に送っても別に構わない。構わないんですけども、この縦ってちゃんと性能保証されたものを使っていただけるんでしょうかと。
1:54:51	いうところの確認をちょっとさせていただきたいんですけども。
1:54:59	あと北海道電力竹田でございます 1. 名のものについてはですね資料でいきますと 85 の方の、
1:55:06	江別市の資料 4。
1:55:09	の、添付の
1:55:12	2、はい。
1:55:19	添付の資料 4 の添付の添 2-6、5 の下ぐらいから記載が、
1:55:26	あるんですけども、
1:55:33	は八条別 14. 2-6。
1:55:50	うん。
1:55:54	1 人、
1:55:57	よろしいですか。
1:55:58	はい。こちらに資料 2-5 から別紙 I I 11 ということで、同軸ケーブルこのケーブルが燃焼継続するのに必要な、
1:56:08	その空気量電線管の内径等そのモル数を書いてって最終的にどの区間に 1 回ぐらい、
1:56:14	パテしてそのふさげばいいんだっていうところを記載してまして、最終的にはですね、2 の添付の 2-8 のところで、80 メートルに 1 区画できちっとパテ埋めして、空気行かないようにしましょうっていうところが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:29	こちらの計算で説明されていて、モールス出して必要な酸素のモル数を出して、だったら、このぐらいの距離に一区画は閉じないと、燃焼継続しちゃうよねってところを計算しているものがございます。
1:56:45	で、もう一つd F家庭の性能、
1:56:49	についてはですね。
1:56:59	少々時間が、
1:57:16	すみません、系統分離ということで、3時間耐火ですとか1時間耐火するのに、電線管の内側に何ミリ詰めてっていうのを、耐火試験、
1:57:27	してまして、そちらのデータをですね、今回の前半にはないんですけども、
1:57:33	隔壁のその能力を示す時に、パテ目が何センチ入ってって、何時間こういう方法であぶったらこういう結果になりますっていうデータをつけてございまして、
1:57:43	そちらの中で説明する、させていただくことになる。
1:57:49	はい。火災対策室の齋藤です。ここの部分については技術的な確認なんですけども、要は難燃ケーブルの
1:57:57	基本的は難燃ケーブル使えますっていうのが多分これが原則なんですよね。例外として、こういう電線管の処置を行うことがあり、一部の子核計装のケーブル等についてはありますと。
1:58:10	だからその各ケース例外の部分についてきちっとその技術的に
1:58:16	詰めてますよというところまでが多分認可の話だと思うんですね。実際どういうふうに設置するかとかどういうふうに、どこに設置するかとかそういう話は設工認の話なんで、
1:58:26	そこはいいんですけども、技術的に、
1:58:29	そこがきちっと成立性があるということについては、例外のは、何年かする場合の例外の話としてきちっと、説明できてないといけないのかなと思いますんでここの部分を、
1:58:41	もうちょっと十字資料充実させていただいてご説明いただければなとは思いますが、もう一つお伺いしたパテの話をお伺いした理由はですね。
1:58:51	要はパテって、先ほど竹田さんからご回答いただいたように、きちっとその対カーの処理がなされてないと、要はこの、
1:59:02	要は基準密閉性が確保されてないと、基本的にはこの電線管でパテ埋めた意味が全くないんですよって話がやっぱりあって、その部分がきちっと成立性がありますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:14	いうことをですね説明をいただくのかなと思ってます品質保証のやり方とかはいろいろあって、例えば建築基準法上の大臣認定であるとか消防法上の花、08区画埋める時のそういったものを使ってますとか、あとはみずから実験をされて、
1:59:30	こういう性能があることを確認していますとかやり方はいろいろありますんでそこはそこでというふうに思っております。あともう一つすみません最後にこの部分で教えて欲しいのはこの図の部分で、
1:59:41	プルロック数を使って露出の部分を多分、なるべく減らそうというふうにされてると思うんですよね。
1:59:51	このプルボックスの火災に対する効果っていうのはどういうふうに説明されるのだろうかというのをちょっと教えていただいてもいいですかと。
2:00:04	振るボックス自体はですねケーブルを低うときに3直角って行って、3回曲がったらこうケーブルが突っかかってくるんで、1個プルボックスを設置するんですけど、
2:00:15	厚さ的には1.2mm以上の金属の板で設置してまして、基本的には鉄板プラスのみで、
2:00:25	300、
2:00:27	360mm等で、延焼1時間耐火程度を要するというので、基本金属のもので、周りに物が無いところに設置するというので、火災を防ぐようにしてございます。
2:00:42	す。水葛西大学の齋藤です。ありがとうございますそうしたことが、ご説明いただき、要はプルボックスの意味が何ですかって話をですね、ご説明いただければと思って今何も書いてなかったんで教えてくださいって話で。
2:00:55	話させていただいたというだけの話です。ありがとうございます。
2:00:59	次11ページ、ご覧いただいてもいいですか。
2:01:08	衛藤。
2:01:09	(5) 番の、
2:01:11	本田飯野またこれも表現の仕方なんで、
2:01:15	あれなんですけど、多分ただそのまま引用しただけですって回答になるのかもしれないんですけど、本沢伊井は、告示使用で不燃材料として定められたものか。
2:01:27	あとは建築基準法で不燃材料として認められ、これだと多分大臣認定のことを指してんだと思うんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:35	というふうに記載があるんですけどもそういう理解でよろしいですか。
2:01:40	その理解で結構でございます。
2:01:44	これ火災対策室の齋藤です。
2:01:47	ここもう、さっき(6)番の話と同じで、
2:01:51	建築基準法上はおそらく不燃材料なんですよね。
2:01:56	不正って言葉を多分使わないと思うんですよ。建築基準法って、
2:02:01	引いた場合には多分建築基準法の二条の、
2:02:08	建築基準法の第2条が用語の定義になってて、
2:02:12	そこに9号のところの不燃材料という定義があるんで、それを多分引っ張る形になると思うんです。火災防護審査基準上は、それ以外にもうみずからこの性能評価したものを含むひっくるめて、
2:02:26	それで全部で不燃性材料という言い方で、多分ひっくるめて、お話できるんだと思ってるんで、法律の用語のところの正確性だけは、
2:02:37	とりあえず担保いただきたいなと思ってまして。よろしくお願いたします。はい。建築基準法を調べまして、船制なのか不燃材料なのか、定義をきちっと合わせた記載にしたいと思います。
2:02:50	よろしくお願いたします。
2:02:53	で、すいません。次の12ページですけども、
2:02:58	これはマイク、
2:03:02	回答のところにもすでにすでに回答いただいているかちょっと念のためにもう1回だけ、すいません確認をさせて欲しいんですけども。
2:03:09	設置網で、これ何を指してるのかをちょっと教えていただいてもいいですか。いや要はですね何を言いたいかという、
2:03:17	避雷設備って、基本的には私の認識ではですよ、従来分があって、雷受けるところでここで言うところの避雷針っていう写真で書いていただいとるところがあって、
2:03:28	それをそのまま地面の方にまで持ってく引き下げ動線っていう言葉があって、引き、要は地面に持ってく線ですよ、金属製ですよそれを多分地面に完全にアースする。
2:03:41	設置局っていうのを設置して、それで多分それで一つの避雷設備として形成できると思うんですよ。
2:03:49	そうすると、この設置もって何なのかなと思って設置局を、何か

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:58	やっぱ網状に何かうまくアースするために何かする設備みたいなのがあったりするんですかっていう多分それだけの有無を聞きたいだけなんですけど峠、私も計装は北海道竹田でございます私も計装屋だったんで、
2:04:11	雷撃に対するノイズっていうのはすごくシビアにやってみて、原子力発電所を作る時にですね、当然その
2:04:19	岩盤に打ち込んで、耐震取るわけですけどもそれと同時にですね接地網っていうのも地下に網目状にですね引きましてそれも、
2:04:30	クラスが、泊の場合だとその何だろう計装の安全上重要な機器とそれ以外っていう設置物クラス設けたりして、発電所の雷撃を受けた時に建屋に影響ないようにですね設置網、
2:04:43	お香ほんとに受網目に、建屋の敷地の下にですね、引いてそちらにそのアースを取って逃がすというようなことをしてございます。
2:04:54	わかりました。それがわかればそういう表現があるということについては十分理解をいたしましたので、別にこれで何か補充してくださいというつもりは全くありません。とりあえず、
2:05:07	避雷設備の中、避雷設備は確かに設置局までしか入っていないので、設置網っていうものが避雷設備として追加でみずから設置されてるとということについては何ら問題はないと思ってますんで、
2:05:19	今のご説明で十分理解いたしました。
2:05:23	次2、
2:05:25	13ページと14ページが今回大塚から次回引きますよっていう話で、
2:05:31	言われている消火設備の話なんですけれども、
2:05:35	この消火設備の話をこの13ページ14ページそのものについては、
2:05:42	細かなところはともかくあるんですけれども、その設計のそもそものその全体像として、
2:05:50	どういう考えで消火設備を選択してるのかっていう話が、
2:05:55	説明されないとおそらく13ページ14ページのこの話ってよくわかんないなんて話になっちゃうんですよね13ページなんだと私の理解では何説明してるかっていうと、
2:06:07	前期消化が数を、全域で深く性ガス乙、全域でガスを使って消しますのでその時に、は漏えいとハロゲンと二酸化炭素とイナートガス使いますっていう結局、
2:06:23	そういう話になってシステムの話はこういうイメージですって話なんです、
2:06:27	14ページの話は、逆に今度は、水を使った、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:32	消火の話が書いてあって消火系統はこういう形になってますっていう説明なんですよね。
2:06:38	そうした場合に、さっきの
2:06:45	資料1-2で、
2:06:48	先ほどあったし、八条の別1の資料の3の添付の2の何とかっていうシリーズで図面がずっとさっきあって、
2:06:57	そこで図面を差し替えてくださいという話があったと思うんですけどもそこには今回の
2:07:04	全域ガスでやるどころと、そうでないところっていうところが、
2:07:09	色塗りされてるんですよね。
2:07:12	そうすると、
2:07:16	電気ガスで消火して、重要なものは全域ガスで消火しているようにも見えるんですけども、
2:07:22	だけどもまあ建物のその火災区域全体を全域があたのガスで全部消火するような設計になってるようにも見えないんですよね。
2:07:31	そうした場合、火災区域の中でどういうふうに、消火設備を設置するのかっていう、基本的な考えてどうなってるのかなっていうのを、
2:07:42	すいません
2:07:46	ほぼ、北海道電力の皆さんの別に何ていうかな、この資料に沿ってなくても別に構わないので、まず考え方を教えてもらってもいいですかね。
2:08:01	基本的にですね、区域区画を設定したときに、前期償還、何にしようかって議論をしていったときに、当時、PWRでみんな集まっていろいろ話したわけですけど、
2:08:14	ハロンを採用しよう。その人が死なないようにしなければいけない。かつ、その有効に検知しなければいけない行動させたときにも人命に影響を与えないと。
2:08:25	いうところで、ハロンを設置していきましようというところがまずあって、1-でも春の供給安定性っていうのもやはり当時ワシントン条約が何かでいろいろありましたから、
2:08:36	安定するんだらうかっていうところもありまして、あとはですねもともとその火災が始まる前に泊3号機ですと、
2:08:44	1975年のブラウンフェリーの後80年に、国の指針ができて泊の設計その後なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:53	そこで火災防護指針が出てましようかっていう場合も出てきたわけですが、けれどもその時にですね、もともとディーゼル発電機室っていうところは人の立ち入りが少ないということで、
2:09:03	ＣＯツ消火装置がついてました。あと３号機固有なんですけど、フロアケーブルダクトっていうのが、中央制御室の下にコンクリートの掘り込みの水を切った形で、Ａ系とＢ系のトレンが分離してる形で設置してございまして、
2:09:19	そちらの方にもですねもともと
2:09:22	そこはイナーガスっていうことで、人がすぐ死ぬことはないんですけども、１層の濃度の高いガスを入れて消火するというふうにしてまして、それ以外の全域をハロン消火でやりましようということで、
2:09:35	ちょっと今の図だとわかりづらいんですけども、資料６のほうの添付の、
2:09:41	２をご覧いただきますと、
2:09:45	一緒じゃないかって言われる可能性はありますけれども、
2:09:49	はい。都市八条の方の別１－Ｃ６っていうところになります。
2:09:56	はい。
2:09:58	比較表の方でございまして。
2:10:01	それで資料６の添付の２－１３ぐらいからですね、
2:10:07	建屋が書いてまして、
2:10:09	そこをどういうふうに消化してるんですかっていうところが、
2:10:13	ずっと書かれてますこの中で、例えば、２－１４。
2:10:19	県の２－１４で白抜きになってるのはどこですかっていうと、ちょっと出てきますけどピット室、
2:10:26	だったり、
2:10:29	フィルター室だったり、ちょっと次の方で一部あります。この赤や緑っていうのは高温停止低温停止に関わるトレンのケーブルになってございまして、
2:10:41	先ほど言ったピットがあるところ、フィルターがあるところ１年原子炉格納容器以外は、ほぼほぼこの水色でカバーして、全域消火するということになってございまして。２－１８、
2:10:56	は、こちら
2:10:59	ていいかわかんない中央制御室があるところは白抜きになってますけれども、

- ※１ 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※２ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:04	それ以外は基本的にはハロンや、ディーゼル発電機は先ほどの固体廃棄物は違います、ディーゼル発電機室はCO2消火装置で評価するかどうか、
2:11:14	こっちで、全域をカバーする形になっているということでございます。
2:11:21	はい。火災対策室の齋藤です。すみませんし、詳細に変え解説いただきましてありがとうございますで、
2:11:30	そうだとすると、今ここで13ページである逃がすのは、資料1-1では13ページであるのはガスの話ですよと、14ページは水の話ですよと。その時に今の説明をお伺いすると、
2:11:46	まず消火設備を設計するとき、方針っていうのがやっぱり
2:11:52	要は泊としての方針というのをやっぱりあるんですよと。その時に方針としては、まず安全システムがあるような、火災区域、火災区域、火災区域と火災区画になるのかな、火災区画については、
2:12:07	ガスで消火することが基本だと、いうのがまずあるんですよと。
2:12:12	次に、それ以外の地域とかその議題の場所については、最初から感知器を置かないような場所若狭沖ないところについてはそこは考慮する必要はないけれどもそれ以外のところについては、
2:12:25	基本的には水で消火するようなことを考えていてバックアップとしても水を考えていると。
2:12:32	そういうような多分話になると思うんですよ。多分そういう理解で間違いないですか。
2:12:37	今の、はい。なかなかちょっと書き切れてないんですけど基本的にそういう設計になってます。
2:12:43	というような設計の考え方というよりも、清加瀬消化の仕方の考え方について、
2:12:50	13ページの前に1枚入れていただけませんかそうすると、その中で主要な消火設備の
2:12:59	概念として深く性ガス、種ガスを使った消火設備についての考え方っていうのが13ページの話になりますと、それ以外とバックアップ。
2:13:10	泊としてはバックアップの位置付けになるような水の作り、水の確保の仕方ということについては14ページになりますと、
2:13:19	いう多分そういう説明になると思うんですよ既存のどっかに多分書いてあると思うんですけども、それをきちっと説明していただかないと、この消火設備何を聞いてんだっけって話になってしまうんで、
2:13:31	そこのちょっと補足をお願いしたいんですけどもよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:34	今本文とかに、ちょっと記載が若干切りばまって存在してるんでいきなりその結果だけこう具体的に述べるのではなくて13ページの前に、全体としてどういうふうに、
2:13:47	考えて、消火設備消火に対してやってるんだっていうのを少しわかる、パワーポイントを追加したいと思います。
2:13:59	ませんけどもそういうのでよろしく願いいたします。
2:14:02	そうです
2:14:03	4ページまでが多分今回のパワーポイントの話なんで、主要なところの話として、
2:14:08	繰り返しますけど火災区域とか火災区画の設定の仕方っていうのがまず一つ確認としてあってそれ以外のところは表現とか内容とかの、
2:14:18	話で、ちょっと確認をさせていただきましたと。で、平井のところはもう説明いただいたんで、
2:14:28	とりあえず理解いたしました。あと、消火設備の場合、場合にはここの部分を入れるのであればですね、消火の考え方について、きちっと説明していた。要はこの13ページとか14ページの位置付けが、
2:14:41	何なんですかっていう話をですね、わかるように入れて欲しいということをお願いしたいんですけども。
2:14:47	すいません私の理解で私の理解で問題ないでしょうか。
2:14:52	はい。13ページ14ページが唐突感があるので、8条の本文に記載してる内容を踏まえて設計の消火設備の設計の考え方を、
2:15:02	1034と繋がりがわかるように記載したいと思います。
2:15:06	よろしく願いいたします前に審査会合でいただいた資料よりはは非常にわかりやすくなってると思うんですよね。なんですけども
2:15:14	やっぱり我々としてはその審査会合の中できちっと内容を議論できるようにしたいと思ってますんでこうした中身のところで議論できるような中身にちょっとしたいと思ってますんで、よろしく願いいたします。とりあえず大きな話だけしか私言うつもりないので、私からはこれで以上です。
2:15:37	はい。
2:15:38	規制庁大塚です。ほかにコメントある方いらっしゃいますでしょうか。
2:15:46	火災対策室の高橋ですちょっと消火設備について追加で確認させてください。消火活動が困難になる場所は基本的にはガスを使うということで書かれておりました、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:58	消火活動が困難と困難とならない場所で、ちょっと気になったのがですね消火設備を設置しない設計とすると書かれている。
2:16:09	例えば燃料取替用水ピット室とか、
2:16:13	補助給水ピット室とか、廃液貯蔵ピット室とか、
2:16:18	あるんですが、こちらって、消火設備を設置しないってなってるんですが、
2:16:23	屋内消火栓のカバー範囲にはなってないってということでしょうか。
2:16:27	と。
2:16:28	泊発、北海道竹田でございます。
2:16:31	屋内消火栓についてはですね建屋内 30 メートルのホースが必ず素読範囲に 1 ヶ所、消火栓を設置することで、建屋内すべてをカバーするような設計にしております。
2:16:44	柏高瀬ですよ。
2:16:47	届いてるので何か設置されてるんじゃないかなとちょっと思ったんですが、
2:16:52	何か、
2:16:53	悪く悪く書かれてる。
2:16:57	大和独禁北海道だけ
2:17:00	届きます。ちょっと何て言うんだらう。その区画の中に、消火装置を設置するしないみたいな書き方に今ちょっとなっていて基本的には今言ったように、
2:17:11	消火栓からホース持ったら届く範囲で全部建屋内の方をしております。
2:17:16	例えばスプリンクラーだったら Head が部屋についてなければ、ついてないって言うてもいいのかなと思うんですけども屋内線ってどうしてもホースで移動してカバーするので、
2:17:27	ポンプ室もあれば、FORCE が入ってるボックスの設置場所もあって、何かそれがないから消火設備がないんですっていうと、
2:17:37	何かちょっと違うのかなという。いや、届くならあるって言っちゃって、
2:17:42	いいのではないかな。
2:17:48	網本ですけど、火災審査基準では、すべての火災区域に消火栓を設置することを、要求してますので当然私はあるという認識で言いますが、そういう認識でいいですよ。
2:18:02	結構です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:04	ただ、
2:18:06	武田でございます今、
2:18:08	資料1の81 資料1の89 ページあたりにですね。
2:18:14	おっしゃるような記載に今しているんですけども、
2:18:20	大井さんなんかを参考にしてですね、高文合わせてきてですね、先ほど言ったように消火栓がすべてのところにあるんですけども、
2:18:31	部屋名中室として、消火設備をそのエリアに置くか置かないかっていう話だと、置けないっていう意味で単純に、
2:18:42	入ってる。
2:18:45	私が言ったのは、すべての部屋にOKって言ってるわけで、すべての火災区域の消火活動に対処できるように配置することはされてるんですよっていう、そういうことです。
2:18:57	火災対策室の齊藤様という話もあるので、
2:19:01	だから消火の設備のその原則のところの考え方について、1枚まとめて網羅性があることをちゃんと説明して欲しいっていう話なんですよね。
2:19:11	よろしくお願いいたします。
2:19:13	網羅性消火の基本的な考え方を1枚まとめたいと思います。
2:19:20	はい笠松高橋ですあとすいませんもう1点ちょっと気になったのが自動消火設備は設置せず、消防法または建築基準法に基づく消火設備で消火消火を行う設計とするってあるんですが、
2:19:33	これは具体的に言いますと、
2:19:36	何が設置されていることで、
2:19:39	消防法または建築基準法に基づく消火設備ですっていう表現が、
2:19:48	北海道電力の平田です。ここ記載してます消防法または建築基準法っていう部分につきましては消火栓または消火器ということ。
2:19:58	を想定した記載としてございます。
2:20:02	消火栓または消火器。
2:20:04	はい。
2:20:05	一応火災防護審査基準上の消火設備って言うと消火器とか消火栓、自動消火設備、もろもろ入るんですけども、
2:20:15	その消火栓は、
2:20:17	火災防護審査基準上で、
2:20:20	を満たしてるにはならないですか、じゃなくて、障防法だけしか満たしてないみたいなことなんでしょうか。
2:20:26	火災区域キーに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:30	の消火活動に対応できる消火栓ではありません。ただ接ちいあの基準に基づいているのは消防法建築基準法に基づいて設置されているものを、
2:20:41	つか活用しますよということで、こういう記載にさせていただいてます。
2:20:48	例えば使用河西高橋です使用済み燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアはそのような表現があるんですが表記されてるんですけども、このエリアは、本来は自動消火設備なんだけども、それはできない。
2:21:03	伊井から障防法によ城野屋内線にしてるのか、それともともと自動消火設備いらないだけ要らなくて、ここの消火活動は、
2:21:14	屋内線へ2時間放水できる屋内線で対応します。
2:21:19	ということでしょうか。
2:21:21	使用済み燃料ピットエリアにつきましては自動消火設備を設置する対象の設備にはなりませんけどもその空間について大空間になるので、煙が充填しないので消火活動が困難とならないというまず整理を、
2:21:37	しました上で自動消火設備は設置しませんと、その代わりそこに対して火災が発生した場合どういう消火活動を想定しますかというところで、消防法、
2:21:47	建築に基づいて今既存で設置されている消火栓、消火器を活用してそのエリアについて消火活動を行いますという意図で記載してございます。
2:22:01	川里笠松高橋です。消火が困難で、のところは自動消火設備、
2:22:08	になるんで、新使用済み燃料ピットエリアは、消火困難とならないエリアです。
2:22:16	だから、自動消火設備は必要ない。
2:22:20	ですね。
2:22:21	火災防護審査基準上、自動までは求められてなくて、
2:22:25	屋内消火栓で大丈夫。
2:22:29	ていうと、
2:22:31	あれこれ、
2:22:31	これをもって、火災防護審査基準上を満たしてる。
2:22:38	という表現ではなくてそうではなくて、障防法建築基準法の方でやりますっていうようなことなんですか。
2:22:44	審査基準に基づいた適合性を満たした上で消火手段について、既存の障防法所が建築基準法の器具を使って消火しますという、
2:22:55	形がそういう記載にしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:06	はい、わかりました。以上です。
2:23:17	他はよろしいですか。
2:23:37	一つだけ。
2:23:38	すいません火災対策室の齋藤です今高橋から最後に話してた。
2:23:44	多分これって例えば八条の本の43とかですなところ2、
2:23:51	例えばBのところ、
2:23:54	8条のほうの43と何だっけ、資料1-5か、資料1-5の八条の方の43ってところで、
2:24:05	画家原子炉格納容器で
2:24:08	A Bが不燃性材料で形成されたとかでCがフェイルセーフ設計。
2:24:14	フェイルセイフ
2:24:15	フェールセーフの設計の設備のみを設置するところですよ、みたいな書き方があって、
2:24:22	そこに一番最後に消防法または建築基準法に基づく、消火設備です、消火する設計とするっていうような言い方になってるんですよ。
2:24:32	なので逆に、いやこって例外的な、
2:24:36	話で、要は火災防護審査基準よりも劣るような形で、消防法、建築基準法は多分ないと思ってますけども障防法でやるような、
2:24:49	設計にしていますっていうふうに読めちゃうんですよ。
2:24:52	なんで、そこら辺の話をどういうふう、
2:24:56	今ご説明いただいたように表現するのかなっていうのが、
2:25:01	多分それはひよっとするとこの本文でやるんじゃないかって、テンパチでこう話をするのかっていう話も含めてですね。
2:25:10	ちょっと整理しといてください。要はここが誤解ないように、こういう形で設計の方針でやるんですということがわかるように、説明しといてくださいねというそういう話なんですけども、よろしいですかね。
2:25:24	一応先行審査。
2:26:41	すいません劣ってるように見えるっていう話をする理由はですね感知の部分のところ
2:26:49	牧、ちょっと昔のC選考の話と合わせてですね見ると、要は劣ってるっていうふう、表現をする時にこの表現を使うことがあるんで、
2:26:59	ちょっとそういう話があるんですけど今回感知な部分でそういうことはないと思ってますんで、この分この表現であっても別にいいんですけども要は技術的に、
2:27:09	何か消火栓のボックスとかをつける。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:13	位置とかについては消防法とかの規定を満たして、付けるんですけど、というような、要はそういう方針が書いてあるというふうに、我々もってはいらんで、
2:27:25	そういうところの説明で、きちっと説明し切ってくださいねと、いうことを申し上げたいだけです、よろしくお願いいたします。
2:27:40	規制庁大塚です。他はコメントよろしいでしょうか。
2:27:45	はい。
2:27:46	事業者側からの説明は、本日は以上でよろしいでしょうか。
2:27:51	よろしいですか。
2:27:52	本店と泊、何かありますか。
2:27:58	井戸電力本店から特にあります院長です。
2:28:04	ほかに埼玉ございません。
2:28:09	北海道電力側からはございません。
2:28:12	規制庁大塚で承知しました。それではこれで本日のヒアリングは、
2:28:16	終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。